

## 行政機関個人情報保護法の概要

(傍線部は旧法案に追加した部分)

- 1 目的  
国の行政機関における個人情報の適正な取扱い
- 2 対象機関  
国のすべての行政機関（会計検査院を含む。）
- 3 対象情報  
電子記録のみならず、行政文書に記録されている個人情報
- 4 個人情報の適切な取扱い
  - ・ 保有制限  
法令の定める所掌事務の範囲内、利用目的の達成に必要な範囲内等
  - ・ 書面による直接取得に際しての利用目的の明示
  - ・ 正確性の確保  
利用目的の達成に必要な範囲で事実と合致
  - ・ 安全確保  
漏えい等防止のための措置
  - ・ 利用・提供の制限  
利用目的以外の目的のための利用・提供の原則禁止
- 5 個人情報ファイルの適正な管理と公表
  - ・ ファイル保有に当たっての総務大臣に対する通知
  - ・ 個人情報ファイル簿の作成と公表（インターネット等も活用）
- 6 本人関与
  - ・ 開示請求制度  
本人開示に支障の生ずるおそれのあるものを除く開示（部分開示を含む。）義務
  - ・ 訂正請求制度  
事実と相違するものについて利用目的の達成に必要な範囲での訂正義務
  - ・ 利用停止請求制度  
不適法な取得、利用、提供について適正な取扱いを確保し事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼさない限りにおいて利用停止義務（利用停止、消去、提供停止）
- 7 不服申立て  
開示、訂正、利用停止を拒否する決定に対する不服申立てについて、情報公開・個人情報保護審査会への諮問義務
- 8 職員等の罰則
  - ・ 正当な理由なしに個人の秘密事項が記録された電算処理ファイルを提供したとき  
・・・2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
  - ・ 業務で知り得た個人情報を不正利益を図る目的で提供、盗用したとき  
・・・1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
  - ・ 職権を濫用して職務以外の目的で個人の秘密事項が記録された文書などを収集したとき  
・・・1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
- 9 施行期日  
公布の日（平成15年5月30日）から2年以内に施行